

森の息吹

第6号

 50
 Anniversary
 1966-2016
 岐阜県森林公社


公益社団法人岐阜県森林公社

【URL】 <http://www.gifu-shinrin.or.jp/>✉ info@gifu-shinrin.or.jp

〒501-3756 岐阜県美濃市生櫛1612-2

岐阜県中濃総合庁舎内

☎ 0575-33-4011 (内線419)

FAX 0575-46-8409

本誌「森の息吹」は、岐阜県森林公社（以下、「森林公社」）及び木曾三川水源造成公社（以下、「三川公社」）が実施している分収造林事業等について、分収造林契約者の皆様にお知らせするために共同で発行しています。

責任ある森林の管理と経営

公社は設立から50年が経過しました。設立当時は、（1）戦前戦後の大量伐採による森林の荒廃、（2）社会経済の急速な発展に伴う木材需要の急増、（3）薪炭需要の激減と広葉樹パルプ用材の需要拡大などを背景に、未立木地の解消や旧薪炭林を人工林へと転換するための拡大造林が国策として推進されていました。

経済発展とともに紙や住宅建築用の木材需要が増える一方で、建築用材の採れる針葉樹林は資源が枯渇することが明らかであったため、パルプ供給源として広葉樹の伐採が促進し、用材の採れる針葉樹林への転換が望まれていました。一方、山林の整備を担ってきた山村労働者の都市への流出が進んでいたこと、また奥地など条件の悪い場所では個人による造林が難しかったことから、公的資金による造林事業が強く要望され、公社が設立されました。

しかしながら、分収造林事業は、補助金と借入金で森林を整備し、その伐採収益で債務を返済する仕組みであるため、木材価格の低迷と労務単価の上昇が収益性の低下に直結し、公社の経営を大変厳しいものにしていました。

皆さまとの契約期間は最長で100年になりますが、公社は契約期間内はもちろん、それ以降をも視野に入れた超長期にわたる森林管理と、契約期間100年間の森林経営とのバランスを念頭に、分収造林契約に基づきながら山林をいかに健全な状態でお返しできるかを目標に事業を進めております。

裸山が各地に点在していた当時を知る方は年々減っておりますが、設立当時に期待された使命を忘れることなく、現在の厳しい経営状況を受け止めながら、皆さまと契約した山林をしっかりと管理・経営していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。



写真：植栽当時の造林地（東白川村）



写真：現在の造林地（東白川村）

木材生産の紹介（高性能林業機械による集材の方法）

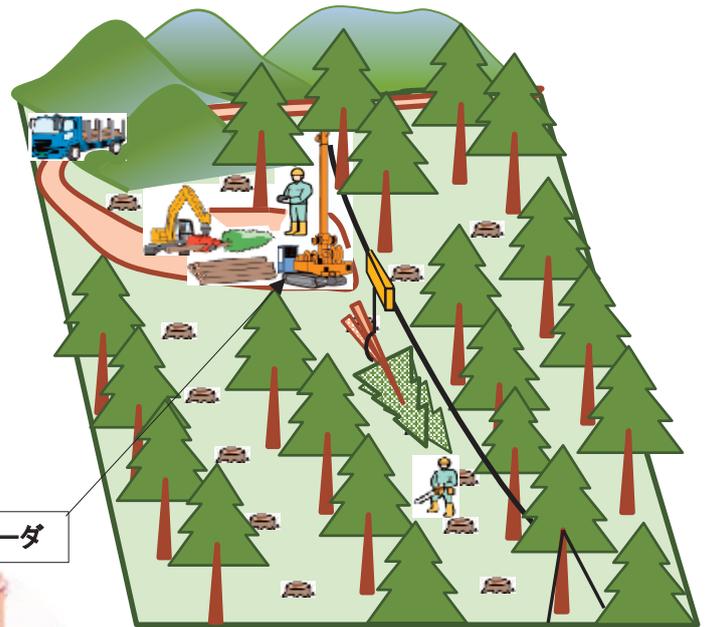


高性能林業機械「タワーヤーダ」（架線系集材）

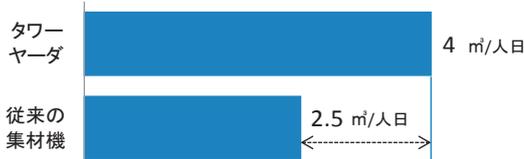
高性能林業機械とは従来のチェーンソーや刈払機等と比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等において、性能が高い林業機械です。およそ20年前から開発、普及が進められており、近年、森林組合等の林業事業体で広く使われ、労働生産性の向上や生産コストの削減に広く貢献しています。

高性能林業機械の中でも、険しい山林での活躍が期待され、近年、導入が進んでいるのがタワーヤーダです。

タワーヤーダとは、元柱となるタワーと集材機を組み合わせた装置で、自走式または牽引式の車両に搭載されています。従来の集材機と比べ、架設・撤去の時間が短縮され、移動性も高いため作業効率が向上します。



タワーヤーダと従来型集材機との作業効率比較



1.6倍アップ

タワーヤーダ



タワーヤーダを活用した架線系集材のイメージ図。（列状間伐）例：斜面下方の伐倒木を斜面上方のタワーヤーダで引っ張り上げる。

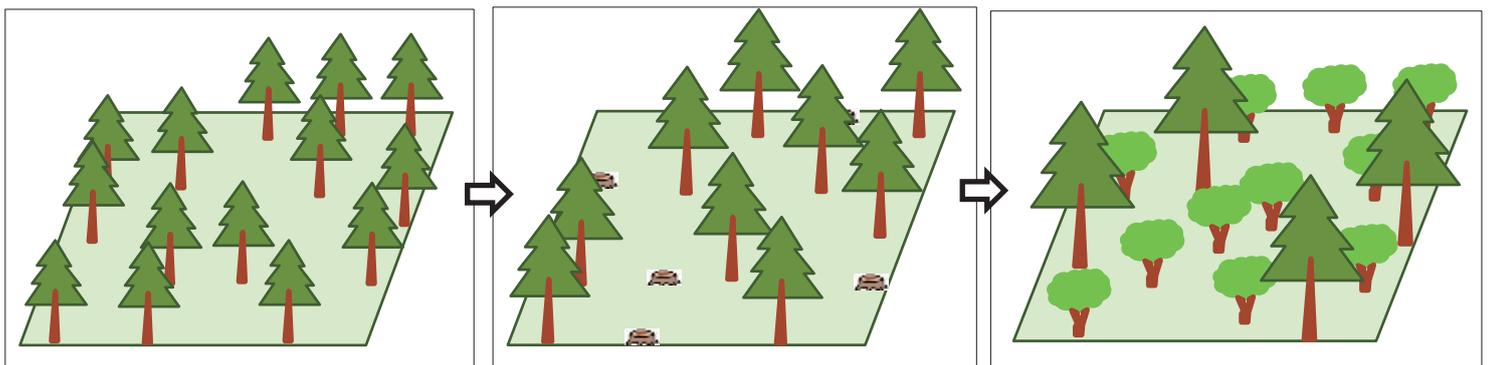
【森林公社・森林整備課 松尾】

公社が目標とする森林の姿とは



目標とする森林の姿は「針広混交林」という森林です。針広混交林とはこれまでの針葉樹を成長させてきた林で長期間にわたって間伐を繰り返し、大きな空間を作り、広葉樹の侵入を促して作り上げます。このため、主伐を迎えても森林を裸山にすることが無く、再生林の負担を軽減することができます。

【三川公社・業務課 橋本】



現在の森林の姿（35年生）

間伐を繰り返している姿

目標とする森林の姿



間伐前

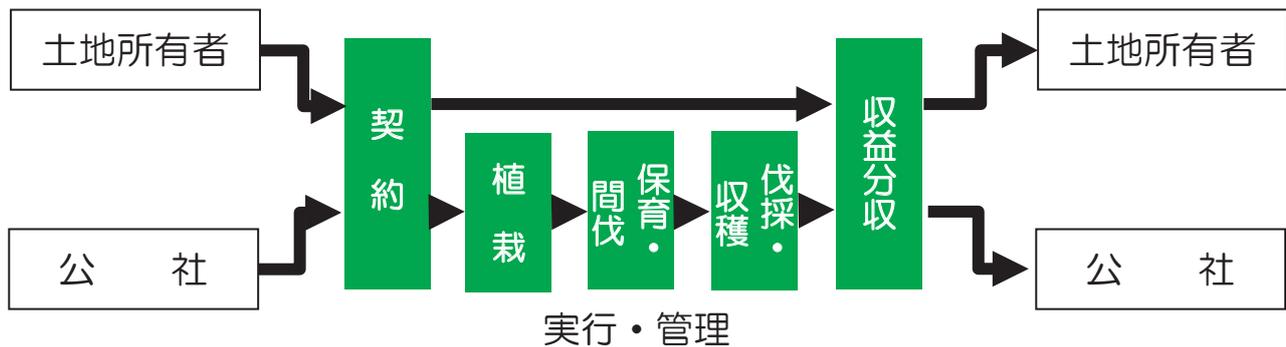
間伐後

現在の森林の姿（40年生）



目標とする森林の姿（100年生）

分収造林契約とは



Q1 分収造林契約とは、どのようなものですか？

A 土地所有者様からお預かりした山林に、公社が費用をすべて負担して植栽から保育施業を行い、伐採時に木材販売収益から経費を控除して、分収割合に応じて分配する契約です。

Q2 相続・贈与・売買などにより名義が変わった場合、どうしたらよいですか？

A 名義が変わった場合は手続きが必要となります。手続きが済んでいないと、分収金をお支払いすることができなくなりますので、お手数ではございますが、公社までご連絡ください。また、引越し等でご住所を変更された場合もご連絡をお願いします。

※土地所有者様が亡くなられた場合は、速やかに相続登記の手続きをお願いします。
なお、相続登記の手続きは、お近くの司法書士又は岐阜県司法書士会へご相談ください。
☆岐阜県司法書士会 ☎058-246-1568 <http://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/>

Q3 契約書を紛失しましたが、どうしたらよいですか？

A 公社の契約書の写しを提供することができますので、ご連絡ください。

Q4 契約地の状況を知りたいのですが？

A 公社にご連絡をいただければ、資料の提供や担当者による説明をさせていただきます。なお、必要に応じて現地説明もいたします。

Q5 契約を解除したいのですが？

A 育成中ですので、原則、災害等により森林が消失した場合などを除き、契約解除はできません。



契約期間延長のお願い



分収造林契約の期間延長にご同意いただき、契約更改にご協力いただきました皆様に感謝を申し上げます。

公社では、施業方針を長伐期施業へと転換し、皆様と契約している分収造林契約の期間を100年に延長する手続きを順次進めております。お陰様で80%を超える皆様のご理解を頂いていますが、まだ期間延長の手続きがお済みでない皆様のご理解とご協力を引き続きお願いします。

分収割合変更のお願い



公社が設立以来取り組んでまいりました分収造林事業を取り巻く環境は大変厳しくなっており、木材価格が昭和55年をピークに下落に転じる一方で、森林整備にかかる労務費等は上昇しているため、公社の長期収支見込みは大幅に悪化しています。

このため、人件費や事務費など管理費を削減するとともに、借入金を低利な融資へ借換えることにより債務の抑制を行う一方で、国・県による助成制度を最大限活用し、高性能林業機械を導入した事業体と連携を図り作業効率を向上させるなど、木材生産体制を整備して搬出可能な伐採木を売却し、収益の確保にも取り組んでいます。

しかしながら、これら経営改善の取り組みのみでは、長期収支見込みの大幅な改善までには到っていません。

よって、今後も分収造林地の適正な管理を継続していくためには、長期収支見込みを改善する抜本的な対策が必要であり、そのためには契約者の皆様に対し、「分収割合の変更」をお願いせざるを得ないとの判断に到りました。

契約者の皆様には、「契約期間延長（100年契約）のお願い」に関してもご理解いただいているところですが、今度重なるお願いをさせていただくこととなり、誠に恐縮です。

今後、まずは分収割合の変更に関する説明会を開催し、十分にご理解を得たうえで、契約変更の手続きを進めてまいりたいと存じます。

説明会の詳しいご案内につきましては、別にお知らせいたしますので、ぜひともご出席くださるとともに、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【森林公社・森林管理課 内木】

説明会スケジュール

9月下旬～10月上旬・・・説明会の開催を郵送でご案内します。

10月下旬・・・会場 岐阜地区、西濃地区、揖斐地区
本巣地区、中濃地区、郡上地区

11月中旬・・・会場 可茂地区、下呂地区

11月中旬～12月上旬・・・会場 高山地区、飛騨地区

分収割合の変更

区分	公社	土地所有者
現行	60% (70%)	40% (30%)
変更後	80%	20%

※表中の（ ）の率は、平成12年以降の分収造林契約における分収割合

編集後記



今回、表紙の比較写真や「目標とする森林の姿」の写真撮影を、長く森林整備に携わってきた先輩方をお願いしました。編集作業にあたり、“過去に写真を撮ったポイントに行ったところ、手前の造林木が大きくなっていて、なかなか難儀した”とか、“イメージする「目標とする森林」を探して何キロも歩き、日が暮れてしまった”などの後日談も耳にしました。森林の成長を実感するとともに、何十年も先の森林をイメージし、その通りの森林を探す難しさ・楽しさを感じる良い機会となりました。

さて、そんな森林の仕事に従事している私たちですが、この10月9日（日）には、昨年、全国育樹祭を行った揖斐川町谷汲の式典会場跡地でイベントが開催され、公社も森や木と楽しくふれあうブースに参加予定です。お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。



編集：森林公社-塩田、三川公社-橋本